

川崎市道路損傷事務処理要領

(昭和 52 年 5 月 1 日局長通達)

(趣 旨)

第 1 条 川崎市が管理する道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路をいう。以下同じ）において、道路損傷行為等に関する取扱いの迅速かつ適正な処理を図るため、道路法第 22 条第 1 項及び第 58 条第 1 項に基づき、別に定めるもののほかこの要領に定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 道路損傷行為等 — 道路管理者以外の者が、道路を損傷した行為もしくは汚損した行為等で道路に関する工事の必要を生じたものをいう。
- (2) 損傷復旧工事 — 道路損傷行為等により必要を生じた道路に関する工事をいう。
- (3) 原因者施行工事 — 道路損傷等の行為者又は当該行為について責任を有する者（以下「原因者」という。）が施行する損傷復旧工事をいう。
- (4) 本市施行工事 — 道路管理者である本市が施行する損傷復旧工事をいう。

(調査記録)

第 3 条 区役所道路公園センター所長（以下「センター所長」という。）は、道路損傷行為等を知ったときは直ちに当該行為の原因、損傷状況、その他必要な事項を調査し別記第 1 号様式に記載し保管するものとする。

2. センター所長は、前項の調査において原因者が判明したときは遅滞なく別記第 2 号様式により原因者から道路損傷等確認書を徴するものとする。

(復旧方法の決定)

第 4 条 センター所長は、現地の状況および原因者との交渉状況より復旧方法を決定する。復旧方法および原因者と交渉した内容を別記第 3 号様式により記録し保管するものとする。

2. 原因者が判明している損傷復旧工事は、原則として原因者に施行させるものとする。

3. 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは本市施行工事とする。

- (1) 損傷復旧工事を緊急に施行する必要があるとき。
- (2) 損傷復旧工事を原因者に施行させると道路管理上支障があるとき。
- (3) 原因者による損傷復旧工事の施行が困難と認めたとき。
- (4) その他道路管理上本市において施行する必要があると認めるとき。

4. 第 3 条の調査の結果、原因者が判明しないときは損傷復旧工事を本市が施行するものとする。

(原因者による損傷復旧工事の施行)

第 5 条 原因者に損傷復旧工事を施行させるときは、別記第 4 号様式により工事施行通知又は工

事施行命令を發し、すみやかに施行させるものとする。

2. 原因者施行工事において、センター所長が指示した期限が経過しても復旧が完了しないときは、原因者に連絡し催促を行い、遅延理由についての調査や妥当性を判断すること。遅延により道路管理上に支障がある場合や、原因者が催促にも応じないときは、別記第5号様式により工事施行命令取消通知を發し、当該原因者施行工事を本市施行工事に変更し、すみやかに本市施行にて損傷復旧工事を行うこと。
3. センター所長は、原因者施行工事にあたっては別記第6号様式により着手届及び完成届を提出させ、必要な指示・監督及び検査をするものとする。

(本市による損傷復旧工事の施行)

- 第6条 本市施行工事については、施行前に原因者に対し別記第7号様式により本市工事施行通知を發し、施行後すみやかに別記第8号様式により費用負担命令を發するものとする。
2. 原因者不明のため本市施行工事とした場合において、後に原因者が判明したときは、判明後すみやかに原因者に対し別記第8号様式により費用負担命令を發するものとする。
 3. 前2項の規定にかかわらず、費用負担命令を發することが適当でないと判断した場合はこの限りではない。
 4. 費用負担命令を發するときは、所定の歳入手続きをしなければならない。
 5. 費用負担命令に基づく復旧費用を納入しない者があるときは、道路法第73条により徴収するものとする。

(応急措置)

- 第7条 センター所長は、道路損傷行為等を知ったときは直ちに現場状況を把握し、損傷現場において復旧工事が行われるまでの間は、必要な応急措置をとらなければならない。特に原因者施行工事の場合においても、応急措置は道路管理者で行うものとする。

(発生物件の処理)

- 第8条 損傷復旧工事により発生した物件は、原因者に引渡すものとする。ただし、原因者が権利放棄したものは、この限りでない。

(その他)

- 第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建設緑政局長が定めるものとする。

附 則

- この要領は、昭和52年5月1日より施行する。
この要領は、平成27年8月20日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

損 傷 カ ー ド					
覚知日				覚知方法	
発生日時					
損傷の場所					
損傷の原因					
損傷施設名					
損傷の状況・程度 規格・数量					
損傷後の応急措置					
行 為 者	氏名			会社名	
	住所			氏名	
	電話番号			住所	
	職業・勤務先			電話番号	
	生年月日（年齢）	. . . (才)		行為者との関係	
備考					

※損傷カードには、地図、写真を添付すること。

道路損傷等確認書					
損傷の原因					
場所		日時			
損傷施設名					
損傷状況・数量等					
行為者	氏名		責任者	会社名	
	住所			氏名	
	電話番号			住所	
	職業・勤務先			電話番号	
	生年月日（年齢）			行為者との関係	
保険加入の有無		有 ・ 無			
保険会社名					
車種・車両番号（交通事故の場合）					
免許証番号（交通事故の場合）					
<p>上記の道路損傷・汚損等は、私の行為によるものであることを確認いたします。 本件道路損傷・汚損行為等により必要を生じた道路に関する工事については、貴職の命ずるところに従い、私（及び ）が貴局の施行する工事の費用を負担するか、又は私（及び ）が費用を負担して工事を施行することを誓約いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）川崎市長</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>					
注意事項					
(1) 自動車による損傷行為については、免許証により住所、氏名を確認すること。					
(2) 雇人又は未成年者の場合は、雇主又は親権者名を明確に記載すること。					
(3) 私（及び ）…は、雇主又は未成年者の場合に、それぞれ会社名、個人名又は親権者名を記載すること。					
(4) 住所及び氏名は自署させること。					

原因者との交渉経過書		
発生日時		
損傷の場所		
原因者		
復旧方法	①本市施行 ・ ②原因者施行 決定日（ 年 月 日）	
原因者施行の場合の 復旧期限	年 月 日	
原因者との交渉経過		
事 項	日付	文書番号
工事施行通知書		
工事施行命令書		
着手届		
完成届		
工事施行命令取消通知書		
費用負担命令書		
納入		

川 第 号
年 月 日

様

〇〇区役所道路公園センター所長

工 事 施 行 通 知 書

貴社（
あなた（ ））の下記道路損傷行為等については道路管理上支障
があるので、貴社（
あなた）が自らの負担で復旧工事を施行して下さい。
なお、工事の施行については、当センターの指示を受けて下さい。

1 工事の内容

復旧工事

- (1) 構 造
(2) 数 量

2 工事の場所 川崎市 区 番地先

3 工事の完成期限 年 月 日

4 そ の 他

川 第 号
年 月 日

様

川崎市長 ○○○○ 印

工 事 施 行 命 令 書

道路法（昭和27年法律第180号）第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり道路に関する工事の施行を命じます。

なお、工事完成期限までに施行しない場合には、当市において施行し、同法58条第1項の規定に基づき、別途費用負担命令書により当該工事費用を徴収します。

1 工事の内容

復旧工事

- (1) 構 造
(2) 数 量

2 工事の場所

川崎市

区

番地先

3 工事の完成期限

年

月

日

4 命令の理由

本市が管理する道路施設を損傷させたため。

(注意)

- 道路法第22条第1項 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）に因り必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）に因り必要を生じた道路に関する工事を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。
- 道路法第58条第1項 道路管理者は、他の工事又は他の行為に因り必要を生じた道路に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。
- この処分不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この命令書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川 第 号
年 月 日

様

川崎市長 ○○○○ 印

工 事 施 行 命 令 取 消 通 知 書

年 月 日 付け 川 第 号 をもって命令しました
道路損傷行為等の復旧工事の施行命令を、次のとおり取り消しますので通知します。

なお、当該復旧工事は本市で施行し、その費用については、別途請求しますので
了承してください。

(取 消 理 由)

- 1 当該工事の施行が命令しました内容に反しているため。
(内容)
- 2 当該工事を (あなた・貴社) が施行することにより道路管理上重大な支障があるため。
(内容)

(注意)

- 1 道路法第22条第1項 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事 (以下「他の工事」という。) に因り必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為 (以下「他の行為」という。) に因り必要を生じた道路に関する工事を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。
- 2 道路法第58条第1項 道路管理者は、他の工事又は他の行為に因り必要を生じた道路に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。
- 3 この処分不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この命令書を受け取った日 (前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日) の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として (川崎市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。

道路工事等着手届

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住所

氏名

担当者

電話

次のとおり工事等を着手します。

施工目的	道路損傷箇所の復旧
施工場所	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
着手日	年 月 日
施工方法	直営・請負 施工業者 住所 業者名 担当者 連絡先
備考	

道路工事等完成届

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住所

氏名

担当者

電話

次のとおり工事等が完成しましたので届け出ます。

施工目的	道路損傷箇所の復旧
施工場所	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
完成日	年 月 日
施工方法	直営・請負 施工業者 住所 業者名 担当者 連絡先
備考	
※ 検査日	※ 検査員
年 月 日	印

注 ※印欄は、記入しないでください。

川 第 号
年 月 日

様

〇〇区役所道路公園センター所長

本 市 工 事 施 行 通 知 書

貴社（
あなた（ ））の下記道路損傷行為等については道路管理上
支障がありますので、本市において復旧工事を施行します。その工事費用については
道路法第58条第1項の規定に基づき、別途請求することがあります。

1 工事の内容

復旧工事

- (1) 構 造
- (2) 数 量

2 工事の場所

川崎市

区

番地先

川 第 号
年 月 日

様

川崎市長 ○○○○ 印

費用負担命令書

貴社（あなた）の下記道路損傷行為等については道路管理上支障がありますので、本市において復旧工事を施行しました。よって、工事費用 円を本市歳入徴収者が発行する納入通知書により納入するよう、道路法第 58 条第 1 項の規定に基づき命じます。

1 損傷の場所 川崎市 区 番地先

2 費用負担の内訳

復旧工事

(1)

(2)

(3)

計

円

(注意)

- 道路法第 58 条第 1 項 道路管理者は、他の工事又は他の行為に因り必要を生じた道路に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。
- この処分不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この命令書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。